

町税を口座振替により一括納付することができます

町県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税の口座振替方法には、期別振替と全期一括振替があります。

全期一括振替では、年間の税金を一括で納付することが可能です。第1期の納期限日にまとめて指定の口座から振り替えるものです。

※全期一括振替による報奨金制度はありません。

◆申込方法

●新規申込

「口座振替依頼書」を、口座振替を希望する金融機関または税務課窓口に提出してください。なお、税務課窓口で申込みされる場合、ゆうちょ銀行（郵便局）の取扱はできません。ただし、ペイジー口座振替での申込みの場合は受付が可能です。

※申込みの際に振替方法の指定（一括振替・期別振替）がない場合、期別振替となりますのでご注意ください。

●振替方法の変更

「口座振替（振替方法）変更依頼書」を税務課窓口提出（郵送も可）してください。

※金融機関では受付していませんのでご注意ください。

◆申込みの注意点

申込み締め切りを過ぎて提出された場合、その年度は期別で振替を行い、翌年度から一括振替となります。

◆振替日と申込みスケジュール

振替税目	振替期別	振替日	申込み締め切り
町県民税（普通徴収）	第1期 全期一括振替	6月末日	5月末日
	第2期	8月末日	7月末日
	第3期	10月末日	9月末日
	第4期	翌年1月末日	12月末日
固定資産税・都市計画税	第1期 全期一括振替	5月末日	4月末日
	第2期	7月末日	6月末日
	第3期	9月末日	8月末日
	第4期	12月25日	11月末日